

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年7月24日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)よみうりランド内埋立て工事」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社よみうりランド 東京都稲城市矢野口4015番地1 代表取締役社長 関根 達雄
	指定開発行為の名称	(仮称)よみうりランド内埋立て工事
	指定開発行為の種類	埋立て(公有水面の埋立て以外の埋立て)(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区菅仙谷4丁目1-1 (区域面積:約46,200㎡)
	指定開発行為の目的	埋立て
	指定開発行為の内容	区域面積:約46,200㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成21年11月1日 完了予定:平成27年3月31日
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間:平成21年7月24日(金)から 平成21年9月7日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く)
	縦覧場所	川崎市:多摩区役所及び本庁(環境局環境評価室) 稲城市:稲城市役所(生活環境部環境課) (午前8時30分から午後5時まで)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地からの御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成21年9月7日(月)まで (郵送の場合は、平成21年9月7日消印有効) 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 意見書は、川崎市環境局環境評価室までご提出ください。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm